

年金の課税方法が変わります

年金 と 市県民税

●●● 所得税法の一部改正により来年度の市県民税から、年金の課税方法が変わりますのでお知らせします。 ●●●

● 給与所得から雑所得へ(所得区分) ●

所得は、事業、不動産、利子、配当などの所得区分がされ、各区分ごとの計算方法で課税される所得を算出します。年金の所得区分は今まで給与所得でしたが、来年度からは雑所得に変わります。このため、従来の老年者年金特別控除(年金収入から78万円を控除)と給与所得控除がなくなり、新たに公的年金等控除が設けられました。

● 公的年金等控除額 ●

新しく設けられた公的年金等控除の控除額は、定額控除と定率控除の2本立てになっていますが、下記の表から簡単に求められます。

※年齢の区分は63年12月31日現在の満年齢です

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
65歳以上の人	240万円以下	120万円
	240万円超～440万円以下	(A)×25%+60万円
	440万円超～800万円以下	(A)×15%+104万円
	800万円超	(A)×5%+184万円
65歳未満の人	120万円以下	60万円
	120万円超～400万円以下	(A)×25%+30万円
	400万円超～760万円以下	(A)×15%+70万円
	760万円超	(A)×5%+146万円

◎公的年金等の計算方法

$$\boxed{\text{受給総額}} - \boxed{\text{公的年金等控除額}} = \boxed{\text{雑所得}}$$



公的年金等とは

公的年金等は、厚生年金、国民年金、農業者年金、恩給、厚生年金基金からの年金、各種共済年金などが主なものです

課税されない年金

遺族年金、各種福祉年金などは課税されません

昭和64年度の市・県民税申告について

年金を受給している人は、公的年金等支払報告書が年金の支払者より市に提出されますので、通常は申告の必要はありませんが、次のような人は、税額が算出されますので申告してください。(所得税の確定申告をする人は除きます)

①公的年金等だけを受給している人。

65歳未満の人 — 受給総額88万円以上。

65歳以上の人 — 受給総額220万円以上。

(ただし、65歳未満の人で受給総額が87万9千円を超えると均等割が課税される場合があります)

②公的年金等以外の所得のある人。

65歳未満の人 — 受給総額60万円以上。

65歳以上の人 — 受給総額120万円以上。

年金受給者で扶養控除の対象となる人

(1)公的年金等だけを受給している人。

雑所得(公的年金等)が33万円以下。

(2)その他の所得がある人。

(イ)雑所得(公的年金等)と給与、営業、農業、その他の事業などの自己の勤労に基づく所得との合計額が33万円以下。

(ロ)雑所得(公的年金等)の33分の10相当額と利子、配当、不動産などの自己の勤労に基づかない所得との合計額が10万以下。

問い合わせ:税務室市民税担当 内線2351